

「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について（案）

【趣 旨】

文部科学大臣は、中期目標期間終了時に組織及び業務全般にわたる検討を行い、評価委員会の意見を聴いた上で、所要の措置を講ずるものとされている。（準用通則法第35条）

これに先立って、事前に国立大学法人評価委員会が有する課題意識を「組織及び業務全般の見直しに関する視点」として、各法人に示すことにより、各法人における自主的な組織及び業務全般の見直しの検討を促すことを目的。

【主な内容】

◇見直しの基本的な方向性

- ・ 強み、特色、社会的役割を踏まえた機能の一層の明確化
- ・ 定量的な指標の設定など、具体的かつ検証可能な中期目標・計画の策定
- ・ 高い到達目標など、意欲的な中期目標・計画の設定に努力

◇組織の見直しに関する視点

- ・ 「ミッションの再定義」を踏まえた組織改革
- ・ 新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上のための組織の見直し
- ・ 柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする組織体制の確立

◇業務全般の見直しに関する視点

（1）教育研究等の質の向上

- ・ 共同利用・共同研究機能を高めるための研究環境の向上
- ・ 多様な研究者の採用の推進及び若手研究者育成機能の充実・強化
- ・ 当該分野における中核拠点としての機能の充実・強化
- ・ 大学における研究の支援機能の充実・強化
- ・ 人材・システムのグローバル化の推進
- ・ イノベーション創出（最先端の研究成果等の応用）
- ・ 大学との双方向連携による共同研究・人材育成の推進

（2）業務運営の改善等

- ・ ガバナンス機能の強化
- ・ 人事給与システム改革
- ・ 研究における不正行為、研究費の不正使用の防止

「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」

第2期の視点 (H21. 2. 5)

文部科学大臣が第1期中期目標期間終了時に行う組織・業務全般の見直しに盛り込むことが必要と考えられる内容のうち、主として現在大学共同利用機関法人が行っている第2期中期目標・中期計画の素案の検討に資するものとして、以下の視点を挙げることはできないか。

1. 見直しの基本的な方向性

- 大学共同利用機関法人は、平成16年度に16の大学共同利用機関が再編され、現在の4機構として発足して以降、各機関が当該分野における全大学の共同利用機関として共同利用・共同研究を推進するとともに、異なる研究者コミュニティに支えられた機関が機構を構成したメリットを活かし、従来の学問分野を越えた取組を進め、一定の成果を上げてきた。一方で、機構としての一体的な運営を一層推進することが今後の課題である。
- このため、機構創設の趣旨を踏まえ、新たな学問領域の創成や機構の存在意義である共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、第2期中期目標期間を迎えるこの機会に、各機関間の連携を取りながら、機構としての一体的な運営を行う体制を強化することが必要である。また、各機構においてしっかりと今後の組織や業務の在り方を検討し、所要の見直しを行うことが必要である。
- 各機構においては、内外の学問動向を踏まえ、当該学問分野の総合的な発展をリードするとともに、新たな学問領域の創成に資する観点から、機構運営に関する機構長のビジョンを明確にすることが必要である。また、大学や大学共同利用機関を取り巻く状況の変化や課題にも留意して、中期目標・中期計画を策定することが必要である。

第3期の視点 (案)

文部科学大臣が第2期中期目標期間終了時に行う組織及び業務全般の見直しに盛り込むことが必要と考えられる内容のうち、各大学共同利用機関法人が行う第3期中期目標・中期計画の素案の検討に資するものとして、以下の視点を挙げることはできないか。

1. 見直しの基本的な方向性

- 大学共同利用機関法人は、平成16年度に現在の4機構として発足して以降、第1期及び第2期中期目標期間を通じて、各機関が国公立全ての大学の共同利用の研究所として共同利用・共同研究を推進するとともに、異なる研究者コミュニティに支えられた機関が機構を構成したメリットを活かし、機構としての一体的な運営を進め、一定の成果を上げてきた。一方で、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として、共同利用・共同研究機能の更なる向上を図るとともに、新たな学問領域の創成に向けて従来の学問分野を越えた取組を一層推進することが今後の課題である。
- このため、各機構においては、「国立大学改革プラン」(平成25年11月)や科学技術・学術審議会における各種提言等、内外の学問動向や大学改革の動向を踏まえ、大学共同利用機関としての役割をそれぞれ果たすため、業務の見直しを通じ、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に資する観点から機能強化を図り、自らの強み、特色を明示し、機構本部のイニシアティブにより、機構として戦略的かつ一体的な運営を行う体制を更に強化するとともに、組織の再編等による新たな研究組織の整備等を推進することが必要である。
- 機構として特に重視する取組については、明確な目標を定め、その目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定することが必要であり、その上で中期目標・中期計画を策定することが求められる。
- 第2期中期目標・中期計画の策定の際には、各機構の機能を明確化し、その目指すべき方向性が明らかになるよう、また、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう、数値目標等を盛り込んだ具体的なものとするよう求めていたが、実際には、抽象的、定性的な記述が少なくない状況であった。このため、第3期中期目標・中期計画の策定に当たっては、各機構が一層の質的向上を目指し、高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や検証指標を併せて明記するなど、より戦略性が高く意欲的

2. 組織の見直しに関する視点

- 各機構においては、新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、機構化のメリットを活かして、機構長のリーダーシップの下で、今後の機構の組織等の在り方を検討することが必要ではないか。その際、各機関については、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果等を踏まえ、共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、検討を行うことが必要ではないか。

3. 業務全般の見直しに関する視点

(1) 教育研究等の質の向上

- 共同利用・共同研究機能を一層高める観点から、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果や、国公立大学や研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実を図ることが必要ではないか。
- 多様な分野の研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めることが必要ではないか。また、これまでに以上に活力のある創造的な研究環境を整備する観点から、各機構の実情を踏まえ、研究者の年齢構成や他機関での経験を考慮した採用、女性や外国人研究者等の比率を考慮した採用、若手研究者の自立的研究環境の整備、女性研究者等の能力の活用等を一層推進することが必要ではないか。
- 新たな学問領域の創成に資するとともに、共同利用・共同研究を一層充実させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を拡大することが必要ではないか。
- 各機構が、我が国全体の共同利用・共同研究をリードし、新たな学問領域の創成に資する観点から、共同利用・共同研究拠点を含め、国公立大学や機構内外の研究機関との連携を一層推進することが必要ではないか。
- 各機構が、研究者コミュニティの中核としての役割を果たし、新たな学問領域の創成に資する観点から、教育研究評議会をより幅広い関係者から構成するなど、運営体制の改善を図ることが必要ではないか。
- 大学における独創的・先端的研究を支援する観点から、異分野の研究者による研究交流の場の提供や、サバティカル制度等の活用により大学の研究者の共同利用・共同研究への参画を促進するような仕組み等を検討するこ

な目標・計画を積極的に設定することが求められる。

2. 組織の見直しに関する視点

- 各機構においては、**国立大学改革の動向を踏まえつつ、「ミッションの再定義」に基づいた速やかな組織改革が必要ではないか。**その際、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として当該学問分野の発展をリードし、共同利用・共同研究機能の向上や**新たな学問領域の創成**を図る観点から、機構長のリーダーシップの下、**機構の枠組みにとらわれない体制整備や、組織の再編等を行うことで新たな研究組織を整備する**など、機構の組織等の在り方を検討することが必要ではないか。また、同様に、各大学共同利用機関についても、今後の組織や業務の在り方を検討し、**所要の見直しを行うことが必要ではないか。**
- これらの見直しに当たっては、その組織の必要性等について**不断に検証・検討することのできる体制を確立し、柔軟かつ機動的な組織改革を実施すべきではないか。**

3. 業務全般の見直しに関する視点

(1) 教育研究等の質の向上

- 共同利用・共同研究機能を一層高め、**異分野融合・新分野創成を促す観点から、「ミッションの再定義」や大学等の学術研究の動向及び国公立大学等**研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実を図ることが必要ではないか。
- 多様な研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めるとともに、**若手研究者の自立的研究環境の整備を推進すること、また、研究者の採用や配置に当たっては、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、他機関での経験も考慮するなど、多様な構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努める**ことが必要ではないか。
- 新たな学問領域の創成に資するとともに、**上記の多様な研究者の参加を促進**させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を**一層拡大**することが必要ではないか。
- **学術研究の大型プロジェクトの戦略的推進において、自ら大型プロジェクトの実施主体となるだけでなく、研究者コミュニティの合意形成に向けてコーディネート機能を担うなど、広範かつ積極的な役割を果たしていく**ことが必要ではないか。
- **各大学の強みや専門性を生かした研究を支援する観点から、研究者個人による連携だけではなく大学等との協定等に基づき、大学共同利用機関が中核となって共同利用・共同研究拠点を含む大学等と組織的な双方向連携**

とが必要ではないか。

- 優れた研究環境を有効に活用して人材育成を進める観点から、大学との連携による教育活動を一層充実することが必要ではないか。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

- 機構としての一体的な運営を推進する観点から、人事面も含め、機構本部の事務局機能の抜本的強化を図ることが必要ではないか。

- 法人の運営改善に資するよう、経営協議会の運用の工夫改善等により、学外者の意見の一層の活用を図ることが必要ではないか。

- 監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映するサイクルの構築を図ることが必要ではないか。

- 外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、管理的経費の一層の抑制等、財務に関し各法人のさらなる努力が必要ではないか。

- 効率的な機構運営を行うため、アウトソーシングの推進を図ることが必

による共同研究に取り組むことを、大学共同利用機関の中核的な機能として位置づけることが必要ではないか。

- 大学共同利用機関が有する最先端の大型装置や大量の学術データ等を有効に活用して、研究者人材の実践的な育成を進める観点から、基盤機関として参画する総合研究大学院大学及び各大学等との組織的な双方向連携による教育活動を一層進めることが必要ではないか。

- 急速に進むグローバル化の中で、人材・システムのグローバル化を一層推進するため、国内外の優秀な研究者を集めつつ、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果の創出のため、国境を越えた共同研究等を行うことが必要ではないか。

- 人文社会科学を含む様々な分野における最先端の研究成果や活用可能なコンテンツについて、産業界等と連携を図るなど、それらを活用することにより、イノベーションの創出に向けた取組が必要ではないか。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

- 機構長のリーダーシップの下で機構の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改革を踏まえつつ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの総点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、機構長を補佐する体制の強化を図ることが必要ではないか。

- 研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視点での自律的な運営改善に資するため、経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図るなど、様々な機構外の者の意見を法人運営に適切に反映していくことが必要ではないか。

- 監事が、財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、機構長選考方法や機構内部の意思決定システムをはじめとした機構のガバナンス体制等についても監査するなど、監事の常勤化も含めた監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化を図ることが必要ではないか。

- 優秀な若手・外国人の増員や研究者の流動性向上などにより教育研究の活性化を図るため、年俸制・混合給与の積極的な導入及び適切な業績評価体制を構築することが必要ではないか。

- 外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、一般管理費比率の抑制等、財務に関する各機構の更なる努力が必要ではないか。

- 効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇を行うとともに、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者等、多様な人材の確保と、そのキャリアパスの確立を図っていくことが必要ではないか。

- 効率的な法人運営を行うため、他の機構や大学との事務の共同実施等の

要ではないか。

- 既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等の施設マネジメントの一層の推進を図ることが必要ではないか。
- 大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていることを十分認識し、研究の成果及び社会や大学への貢献の状況等について、国民に分かりやすい形で示すことが必要ではないか。
- 経営協議会は審議すべき事項が法定されていることから、報告事項として扱うことのないようにする等、法令遵守（コンプライアンス）体制を確保する観点が必要ではないか。
- 業務の一層の効率化を図る観点から、他の国立大学法人・大学共同利用機関法人における取組事例も参考にしつつ業務見直しを進めることが必要ではないか。

推進、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の機構や大学と連携した取組が必要ではないか。

- グローバル化の推進やイノベーションの創出など教育研究の質の向上や、長寿命化など老朽化対策の観点から、施設については、キャンパスマスタープランの充実や既存施設の有効活用、計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行うことが必要ではないか。
- 保有資産の不断の見直しに努めることが必要ではないか。
- 大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会や大学に還元されるべきものであることを十分認識し、各機構の実情や果たしている機能等を国民に分かりやすい形で示すように積極的に情報発信することが必要ではないか。
- 放射性物質の漏えいや毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、再発防止を図ることのみならず、事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に向けた取組が必要ではないか。
- 大学共同利用機関法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、内部規則を含めた法令遵守（コンプライアンス）の徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化が必要ではないか。
- 研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害することから、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制を整備することが必要ではないか。